

## 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表(改訂案)

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	今までの取組	2019年度	2020年度	2021年度
<b>若年者の消費者教育・消費者保護について</b>							
1	若年者への消費者教育に関する関係省庁間の連携の推進	「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の推進	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)を2018年2月20日に決定。 ※項目番号2から10までに係る取組について、詳細は「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況を参照。	実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(4省庁関係局長連絡会議決定)に基づき、関係省庁が緊密に連携して各種取組(下掲2ないし10など)を推進【2018年度から2020年度までが集中強化期間】  毎年度進捗状況をフォローアップし、必要な施策を検討		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
2	学習指導要領の徹底	文部科学省		現行学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実を図った。 新学習指導要領においても消費者教育等の内容の更なる充実が図られており、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。 民法の成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関する内容を学習することとなるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行った。【文部科学省】	引き続き、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、小・中・高等学校の学習指導要領の趣旨の徹底を図っていく。 民法の成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関する内容を学習することとなるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行ったことから、このことについても併せて周知を図る。  (目標:新学習指導要領について、毎年度全ての都道府県を対象に説明)		
3	消費者教育教材の開発、手法の高度化	消費者庁 文部科学省 法務省 金融庁		消費者庁で平成28年度に消費者教育教材「社会への扉」を作成した。平成29年度は、徳島県の全高等学校等(56校、6900人)で「社会への扉」を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表した。 平成30年度は、全国で同様の授業を実施することを目指して、全都道府県への働き掛けを行い、平成30年度については、県内の高等学校等のうち、70%以上の高等学校等で、「社会への扉」等の消費者教育教材の活用が行われたのは6県となった。 また、国公立高等学校等に限れば、70%以上の高等学校等で、「社会への扉」等の消費者教育教材の活用が行われたのは13道県となった。 令和元年度は、44都道府県で「社会への扉」などの消費者教育教材の活用の意向を示している。【消費者庁】 全国の教育委員会関係者や校長、教員等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】	実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施の推進等  (目標:「社会への扉」を活用した授業を2020年度には全ての都道府県で全高校で実施)		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
	高等学校等における消費者教育の推進			「私法と契約」の項目を設け、消費者保護にも触れるなど、消費者教育の観点をも踏まえた高校生向け法教育教材を作成し、平成30年度に全国の高等学校、教職課程を有する大学の学部、都道府県の消費者行政担当課等に配布。【法務省】	高校生向け法教育教材を利用した授業の実践内容をモデル授業例として公開するほか、教員向けの法教育セミナーの実施による法教育の担い手の裾野拡大を通じて、学校現場における実践的な消費者教育を推進。		
4	実務経験者の学校教育現場での活用	消費者庁 文部科学省 金融庁		「学校における消費者教育の充実について」(平成28年4月28日消費者教育推進会議提案)等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載。 「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ(平成30年6月)において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。 平成30年度地方消費者行政の現況調査の結果によれば、19府県において、消費者教育コーディネーターが配置されている。 消費者教育コーディネーターの役割や、育成・配置の促進の方策について、平成31年2月より消費者教育推進会議の下に「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」を立ち上げて検討を行っている。【消費者庁】	消費者教育コーディネーターの育成・配置及び外部の専門家等を活用した授業モデルの成果普及による実務経験者の学校教育現場での活用の推進  (目標:2020年度には全ての都道府県で消費者教育コーディネーターを配置)		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省庁	今までの取組	2019年度	2020年度	2021年度
5		教員の養成・研修	消費者庁 文部科学省	<p>若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い(平成30年6月取りまとめ)、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定。これを踏まえ、独立行政法人国民生活センターにおいて、令和元年度に教員の免許状更新講習を実施する大学への協力をを行うことを決定(講習のカリキュラム作成や講師の選定、講習の実施における協力や、講義への講師としての出講)。また文部科学省において、免許状更新講習の申請要領を示した大学等の講習開設者に向けた通知の中で、消費者教育を含む成年年齢引き下げに関する事項を取り上げた講習を必修領域や選択領域において開設できることを示した上で、開設を推進している。【消費者庁・文部科学省】</p> <p>消費者庁が平成28年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の積極的な活用を促すため、独立行政法人教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成しウェブサイト上で公開するとともに、文部科学省において、全国の研修担当者等に対し研修動画の活用等を促した。</p> <p>また、教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた事務連絡を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会に依頼した。</p> <p>さらに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改訂を踏まえた通知を発出し、全国の教育委員会や教職課程を置く大学等に対して、教員の養成・研修等における消費者教育に関する内容の充実等を促した。【文部科学省】</p>	独立行政法人国民生活センターにおいて免許状更新講習を実施する大学への協力を実施するとともに、教員養成・研修等における消費者教育の推進について引き続き周知を図る	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
6	大学等における消費者教育の推進	大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う	消費者庁 文部科学省	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施。 平成31年2月より、地域における多様な主体の連携体制の構築のため、消費者教育推進会議の下に「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」を立ち上げて検討を行っている。【消費者庁】	学生に対するガイダンス等での指導・啓発を推進 (目標:2020年には全ての大学で指導・啓発を実施)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
7		大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する	消費者庁	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施。 平成31年2月より、地域における多様な主体の連携体制の構築のため、消費者教育推進会議の下に「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」を立ち上げて検討を行っている。【消費者庁】	大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携のための体制整備に関する支援の方策を検討、実施し、出前講座等の推進を図る	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
8		大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及	金融庁	金融庁・財務局職員による、大学を含む学校向けの出張授業を抜本的に拡充し、金融リテラシーに係る講義を実施。 金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」を策定。	「コアコンテンツ」も活用しつつ、安定的な資産形成等に資する講座の実施や、教材の更なる充実など、必要な施策を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
9		消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置	消費者庁	「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済。 「消費者教育推進地域協議会」は47都道府県、18政令市で設置済。	消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置 (目標:全ての都道府県・政令指定都市で策定・設置)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
10		大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し	文部科学省	平成22年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を改訂し、全国の大学等及び教育委員会へ周知。	学生に対するガイダンス等での指導・啓発を推進 (目標:2020年には全ての大学で指導・啓発を実施)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
11	消費者保護施策の検討	若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応	消費者庁	<p>・第196回通常国会(平成30年1月～)において、消費者契約法の一部を改正する法律(社会生活上の経験不足を不適に利用した勧誘行為に対する取消権の追加など)が成立(平成30年6月8日)し、改正法の内容について周知啓発に取り組んだ。</p> <p>・有識者による「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を計6回開催し、検討会の報告書を公表(平成30年8月31日)。</p>	<p>・若年者の消費者被害の状況等の把握、これを踏まえた対応</p> <p>・左記検討会の論議を踏まえ作成した啓発資料を配布、活用</p>		